

登録店舗の業務内容について

松山市愛顔っ子応援券交付事業の登録店舗に指定された店舗は、助成金の請求について、以下の手続きを行うこととする。

【助成金の請求手続】

○助成金請求窓口 松山市二番町四丁目7番地2 松山市子育て支援課

○登録店舗からの請求期限

登録店舗は、毎月初日から末日までに受領した応援券を集計し、原則、翌月20日までに「松山市愛顔っ子応援券登録店舗助成金交付請求書」（様式第4号）を提出する。ただし、年度末等、やむを得ない場合は、愛顔っ子応援券を使用した月の3ヶ月後を提出期限とする。

○助成金の支払 松山市は、登録店舗から請求があったときは、内容を審査し、請求のあった月の翌月末日までに登録店舗の口座へ振込む。

○応援券利用にあたっての注意

・応援券裏面に引換日・登録店舗名を記入すること。

・1回あたりの利用枚数に制限はありませんが、対象製品の購入額が額面の総額と同額の場合または上回る場合にのみ利用できます。

（例）

（正）【おむつ代 2,500 円】 ⇒ 【応援券 2 枚】（2,000 円分）+現金 500 円

（誤）【おむつ代 2,500 円】 ⇒ 【応援券 3 枚】（3,000 円分）※使用できない

・「松山市愛顔っ子応援券」であること。（他市のものは利用不可）

・有効期限切れの「松山市愛顔っ子応援券」を取り扱いしないようにご注意ください。

・偽造されたものと判別できる場合は、応援券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察に通報し、また、その旨松山市子育て支援課に報告してください。